

『指定（介護予防）短期入所生活介護』重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(兵庫県指定 第2870603681号)

当事業所はご契約者に対して指定(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」、「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人.....	1
2. ご利用施設.....	1
3. 居室の概要.....	2
4. 職員の配置状況.....	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
6. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）.....	9
7. 身元引受人等について.....	10
8. 苦情の受付について.....	11

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 神戸サルビア福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 兵庫県神戸市長田区三番町1丁目4-1 |
| (3) 電話番号 | 078-515-8200 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 春日 秀樹 |
| (5) 設立年月 | 平成13年3月29日 |

2. ご利用施設

- | | |
|------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定短期入所生活介護事業所 平成14年4月1日指定
指定介護予防短期入所生活介護事業所 平成18年4月1日指定
兵庫県 2870603681号 |
|------------|---|

※当事業所は指定介護老人福祉施設ふれあいホームに併設されています。

- | | |
|-------------|--|
| (2) 事業所の目的 | 介護保険法令に従い、ご契約者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に短期入所生活介護サービスを提供します。 |
| (3) 事業所の名称 | ふれあいホーム（短期入所生活介護事業所） |
| (4) 事業所の所在地 | 神戸市長田区三番町1丁目4-1 |
| (5) 電話番号 | 078-515-8200 |
| FAX番号 | 078-515-8221 |
| (6) 事業所の責任者 | 氏名 施設長 春日 和樹 |

- (7) 事業の実施地域 神戸市長田区、兵庫区及び、須磨区、中央区、北区の一部地域
 (8) 当事業所の運営方針 「やさしく・親切的な・暖かいサービス」を提供させていただきます。
 (9) 開設年月 平成14年4月1日
 (10) 利用定員 短期入所生活介護（介護予防を含む）10人
 (11) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

[介護予防通所サービス] 平成18年4月1日指定 兵庫県 第2870603699号
 [介護予防短期入所生活介護] 平成18年4月1日指定 兵庫県 第2870603681号
 [通所介護] 平成14年4月1日指定 兵庫県 第2870603699号
 [居宅介護支援事業] 平成14年4月1日指定 兵庫県 第2870600398号
 [介護老人福祉施設] 平成14年4月1日指定 兵庫県 第2870600414号

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数	備考
個室	2室	従来型個室(ウォシュレット付・洗面台付)
2人部屋	3室	多床室(ウォシュレット付・洗面台付)
4人部屋	2室	多床室(ウォシュレット付・洗面台付)
食堂	4室	
機能訓練室	2室	[主な設置機器] 平行棒・滑車・ホットパック等
浴室	2室	1階 一般浴槽・中間浴槽
		2階 特殊浴槽
医務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護・指定介護予防短期生活サービス事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

当施設では、ご契約者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。（併設指定介護福祉施設サービス50床含む）

<主な職員の配置状況・勤務体制>

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準	勤務体制
管理者	1名	1名	9:00～18:00

介護職員	20名以上	17名	標準的な時間帯における勤務体制 早出 7:15 ~ 16:15 日勤 9:30 ~ 18:30 遅出 11:00 ~ 20:00 夜勤 17:00 ~ 10:00
生活相談員	1名	1名	9:00 ~ 18:00
介護支援専門員	1名	1名	9:00 ~ 18:00
看護職員	3名以上	2名	標準的な時間帯における勤務体制 早出 8:30 ~ 17:30 8:45 ~ 17:45 日勤 9:00 ~ 18:00
嘱託医師	0.1名	必要数	毎週 月曜日・金曜日 嘱託医往診
管理栄養士	1名	1名	9:00 ~ 18:00
機能訓練指導員	1名	1名	9:00 ~ 18:00

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数です。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスについては、次の2つの場合があります。

- ・利用料金が介護保険から給付される場合
- ・利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

（1）当事業所が提供する基準介護サービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常利用料金の7割から9割が介護保険から給付されます。

＜介護保険の基準サービスの概要＞

①居室の提供

②食事

当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 朝食：7:45 ~ 昼食：11:45 ~ 夕食：17:45 ~

③入浴

寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減衰を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

看護職員が、健康管理を行います。

⑦その他自立への支援

寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

○サービス利用料金（１日あたり）

下記の料金表によって、ご契約者の要支援又は要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居室及び食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要支援又は要介護に応じて異なります。）

従来型個室・要介護状態区分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. サービス利用料金	4,807 円	5,980 円	6,427 円	7,163 円	7,941 円	8,687 円	9,423 円
2. サービス利用料金負担額							
介護保険負担割合 1割	481 円	598 円	643 円	717 円	795 円	869 円	943 円
介護保険負担割合 2割	962 円	1,196 円	1,286 円	1,433 円	1,589 円	1,738 円	1,885 円
介護保険負担割合 3割	1,443 円	1,794 円	1,929 円	2,149 円	2,383 円	2,607 円	2,827 円
3. 居室に係る自己負担額	1,231 円						
4. 食事に係る自己負担額	1 日 1,550 円（朝 250 円 昼 700 円 夕 600 円）						
5. 負担額合計（2+3+4）							
介護保険負担割合 1割	3,269 円	3,269 円	3,314 円	3,388 円	3,466 円	3,540 円	3,614 円
介護保険負担割合 2割	3,867 円	3,867 円	3,957 円	4,104 円	4,260 円	4,409 円	4,556 円
介護保険負担割合 3割	4,465 円	4,465 円	4,600 円	4,820 円	5,054 円	5,278 円	5,498 円

多床室・要介護状態区分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. サービス利用料金	4,807 円	5,980 円	6,427 円	7,163 円	7,941 円	8,687 円	9,423 円
2. サービス利用料金負担額							
介護保険負担割合 1割	481 円	598 円	643 円	717 円	795 円	869 円	943 円
介護保険負担割合 2割	962 円	1,196 円	1,286 円	1,433 円	1,589 円	1,738 円	1,885 円
介護保険負担割合 3割	1,443 円	1,794 円	1,929 円	2,149 円	2,383 円	2,607 円	2,827 円
3. 居室に係る自己負担額	915 円						
4. 食事に係る自己負担額	1 日 1,550 円（朝 250 円 昼 700 円 夕 600 円）						
5. 負担額合計（2+3+4）							
介護保険負担割合 1割	2,836 円	2,953 円	2,998 円	3,072 円	3,150 円	3,224 円	3,298 円
介護保険負担割合 2割	3,317 円	3,551 円	3,641 円	3,788 円	3,944 円	4,093 円	4,240 円
介護保険負担割合 3割	3,798 円	4,149 円	4,284 円	4,504 円	4,738 円	4,962 円	5,182 円

ご契約者がまだ要支援又は要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

○介護給付サービス加算について

加 算	加 算 条 件
個 別 機 能 訓 練 加 算	専従の機能訓練指導員を 1 名以上配置 機能訓練計画を作成し、利用者の居宅を訪問した上で進捗状況を説明・見直しを行う
機 能 訓 練 体 制 加 算	常勤の機能訓練指導員を 1 名以上配置
送 迎 加 算	送迎を行う場合（片道につき）

療 養 食 加 算	年齢、心身状況に応じて栄養量及び内容の食事
看 護 体 制 加 算	(Ⅰ) 常勤の看護師を1名以上配置している
	(Ⅱ) 他看護職員との24時間の連絡体制を確保
	(Ⅲ) 常勤の看護師を1名以上配置している 利用者総数のうち要介護3以上の割合が70%以上
	(Ⅳ) 他看護師との24時間の連絡体制を確保 利用者総数のうち要介護3以上の割合が70%以上
夜勤職員配置加算(Ⅰ)(Ⅲ) ※介護ロボットの活用促進	基準を上回る夜勤職員を配置 夜勤時間帯を通して看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置 ※業務の効率化を図る観点から、見守り機器の導入により効率的に介護が提供できる場合
医 療 連 携 強 化 加 算	重度者の急変の予測や早期発見のため看護職員による定期巡視、協力医療機関との連携の確保、合意を得ている場合
看 取 り 連 携 体 制 加 算	医師が医学的見地に基づき回復の見込みがないと判断した利用者に対し、24時間連絡が取れる体制を確保し、看取り期における対応方針を定め内容を説明し同意を得た場合
生 活 機 能 向 上 連 携 加 算	自立支援・重度化防止を推進するため、外部のリハビリテーション専門職等と連携する場合
口 腔 連 携 強 化 加 算	口腔の健康状態を評価し、歯科医療機関及びケアマネジャーへ情報提供を行った場合
生 産 性 向 上 推 進 体 制 加 算	委員会を設置し、利用者の安全、介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討および実施の定期的な確認を行った場合
認 知 症 専 門 ケ ア 加 算 (Ⅰ)	認知症自立度Ⅲ以上の利用者が50%以上 認知症介護実践リーダー研修修了者の配置
認 知 症 専 門 ケ ア 加 算 (Ⅱ)	認知症自立度Ⅲ以上の利用者が50%以上 認知症介護指導者研修修了者の配置
認 知 症 行 動 ・ 心 理 症 状 緊 急 対 応 加 算	在宅生活が困難になった者の緊急受入の評価
若 年 性 認 知 症 利 用 者 受 入 加 算	若年性認知症患者やその家族に対する支援を促進
在 宅 中 重 度 者 受 入 加 算	訪問看護事業所に健康上の管理等を行わせた場合
緊 急 短 期 入 所 受 入 加 算	緊急に短期入所生活介護を受けることが必要な者 7日(家族の疾病ややむを得ない事情は14日)を限度とする
長 期 利 用 者 に 対 す る 短 期 入 所 生 活 介 護	連続して30日を超え同一の指定短期入所生活介護事業所にて介護を行った場合は減算
身 体 拘 束 廃 止 未 実 施 減 算	身体拘束廃止のための指針の整備、対策を検討する委員会の設置、従業者への研修等を行っていない場合
高 齢 者 虐 待 防 止 措 置 未 実 施 減 算	虐待の防止のための指針の整備、対策を検討する委員会の設置、従業者への研修等を行っていない場合
事 業 継 続 計 画 未 策 定 減 算	感染症や非常災害の発生時にサービスの提供を継続的に実施するための計画を策定していない場合
サ ー ビ ス 提 供 体 制 強 化 加 算	介護福祉士の資格者等経験豊富な職員を一定の割合配置

介護職員等処遇改善加算	介護サービスに従事する介護職員等の賃金改善に充てる事が目的
-------------	-------------------------------

○介護給付サービス加算額（1日あたり 1単位 10.66円換算）

加 算	単位数	サービス 利用料金	自己負担		
			1 割	2 割	3 割
個別機能訓練加算	56	596 円	60 円	120 円	179 円
機能訓練体制加算	12	127 円	13 円	26 円	39 円
送 迎 加 算	184	1,961 円	197 円	393 円	589 円
療 養 食 加 算	8	85 円	9 円	17 円	26 円
看護体制加算（Ⅰ）	4	42 円	5 円	9 円	13 円
看護体制加算（Ⅱ）	8	85 円	9 円	17 円	26 円
看護体制加算（Ⅲ）イ	12	127 円	13 円	26 円	39 円
看護体制加算（Ⅲ）ロ	6	63 円	7 円	13 円	19 円
看護体制加算（Ⅳ）イ	23	245 円	25 円	49 円	74 円
看護体制加算（Ⅳ）ロ	13	138 円	14 円	28 円	42 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22	234 円	24 円	47 円	71 円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18	191 円	20 円	39 円	58 円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6	63 円	7 円	13 円	19 円
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	13	138 円	14 円	28 円	42 円
夜勤職員配置加算（Ⅲ）	13	138 円	14 円	28 円	42 円
医療連携強化加算	58	618 円	62 円	124 円	186 円
看取り連携体制加算	64	74 円	8 円	15 円	23 円
口腔連携強化加算	50	533 円	54 円	107 円	160 円
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100	1,066 円	107 円	214 円	320 円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10	106 円	11 円	22 円	32 円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100	1,066 円	107 円	214 円	320 円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200	2,132 円	214 円	427 円	640 円
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3	31 円	4 円	7 円	10 円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4	42 円	5 円	9 円	13 円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	2,132 円	214 円	427 円	640 円
若年性認知症利用者受入加算	120	1,279 円	128 円	256 円	384 円
在宅中重度者受入加算	421	4,487 円	449 円	898 円	1,347 円
	417	4,445 円	445 円	889 円	1,334 円
	413	4,402 円	441 円	881 円	1,321 円
	425	4,530 円	453 円	906 円	1,359 円
緊急短期入所受入加算	90	959 円	96 円	192 円	288 円
長期利用者に対する短期入所生活介護	-30	-319 円	-32 円	-64 円	-96 円
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の 99%				
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 99%				
事業継続計画未策定減算	所定単位数の 99%				
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 14.0%				
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 13.6%				
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 11.3%				
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の 9.0%				
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）	所定単位数の 4.7～12.4%				

☆短期入所生活介護事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額（実費）の支払を利用者から受けるものとする。

- 1 利用者の選定により通常の事業の実施地域外に移住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- 2 前号に掲げるもののほか、短期入所生活介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められる費用
- 3 前号の費用支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明をした上で、支払に同意を得ることとする。

○当事業所の居住費（滞在費）・食費の負担軽減（負担限度額認定）

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けられておられる方の場合、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費（滞在費）・食費の負担が軽減される場合があります。

居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

対象者		区分	居住費		食費
			多床室	個室	
生活保護受給のかた		利用者負担第1段階	0 円	380 円	300 円
税 世帯 非 全員 課 が 税 の 市 方 町 民	老齢福祉年金受給者	利用者負担第1段階	0 円	380 円	300 円
	本人年金収入等 80 万円以下の方	利用者負担第2段階	430 円	480 円	600 円
	本人年金収入等 80 万円超 120 万円以下の方	利用者負担第3段階①	430 円	880 円	1,000 円
	本人年金収入等 120 万円超の方	利用者負担第3段階②	430 円	880 円	1,300 円
上記以外の方		利用者負担第4段階	915 円	1,231 円	1,550 円

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<介護保険の基準外サービスの概要>

①食事代

ご契約者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日当たり）のご負担となります。

②居住費

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、利用者の方には室料を、ご負担していただきます。

ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費（居住費）の金額（1日当たり）のご負担となります。

③介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護給付費の限度額を超えてのご利用は、サービス利用料金の全額（限度額を超える額）を実費でご負担いただきます。

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録を閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑤教養・娯楽費

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただいた場合は費用を負担いただきます。

喫茶代：50円 外出代：交通費、入館料、食事代等は実費 その他：実費

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

おやつ代：65円（委託業者請求額）

⑦理容・美容

月に1回、理容師・美容師の出張による理髪・美容サービスをご利用いただけます。

利用料金：実費

⑧電気製品使用料

居室にテレビ（貸出）を設置した場合に費用をご負担いただきます。

設置料金：80円（1日当たり）

(3) 利用料金のお支払方法（契約書第8条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. ご指定の金融機関口座より自動引落（ご利用月翌月の27日）

イ. 下記指定口座への振り込み

みなと銀行 本店営業部 普通預金 2002789

社会福祉法人神戸サルビア福祉会

理事長 春日 秀樹

6. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約期間満了の7日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に6ヶ月間（要介護認定期間）同じ条件で更新され、以後も同様となります。契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続して新しいサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には当事業所との契約は終了します。（契約書第18条参照）

① ご契約者が死亡した場合

② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合

③ 当事業所が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

④ 施設の滅失や、重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合

⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）

⑦ 当事業所から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい）

(1) 契約者から解約・契約解除の申し出（契約書第 19 条、第 20 条参照）

契約の有効期間中であっても、ご契約者から利用契約の全部又は一部を解除することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約・解除届書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④ 当事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑤ 当事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 当事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 21 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部または一部を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項において、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用期間の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が故意又は重大な過失により当事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者サービス等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者の行動が他の利用者もしくはサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあったり、あるいは、ご契約者が重大な自傷行為（自殺にいたる恐れがあるような場合）を繰り返したりなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合

7. 身元引受人等について（契約書第 24 条参照）

(1) 当事業所では、契約締結にあたり、身元引受人の設定をお願いしています。

(2) 身元引受人は、本重要事項説明書及び契約書における「代理人」とし、「代理人」とは、ご家族又は縁故者もしくは成年後見人等とします。

(3) 身元引受人の職務は、次の通りとします。

イ) 利用契約が終了した後、当事業所に残されたご利用者の所持品（残置物）をご利用

者自身が引き取れない場合のお受け取り及び当該引渡しにかかる費用のご負担。

ロ) 民法 458 条の 2 に定める連帯保証人。

(4) 前号のロにおける連帯保証人は、次の性質を有するものとします。

イ) 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。

ロ) 前項の連帯保証人の負担は、極度額 2,000,000 円を限度とします。

ハ) 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。

ニ) 連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

8. 苦情の受付について（契約書第 27 条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

受付時間：毎週月曜日～金曜日

10：00 ～ 17：00（不在の時は、サービス担当職員が対応致します。）

〔氏名〕河股 佑弥 〔職名〕生活相談員〔電話〕078-515-8200

○第三者委員

〔氏名〕安保 雅央 〔職名〕医療法人社団一秀会 春日病院 局長

〔氏名〕仲 経敬 〔職名〕社会福祉法人 神戸サルビア福祉会 評議員

○苦情解決責任者

〔氏名〕春日 和樹 〔職名〕施設長 〔電話〕078-515-8200

なお、苦情の受付窓口は、受付担当者となります。また、第三者委員も直接苦情を受け付ける事が出来ます。さらに、第三者委員は、苦情解決を円滑に図るために双方への助言や話し合いへの立会いなども致します。

苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

兵庫県国民健康保険 団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9-1-1801 電話番号 (078) 332-5617 受付時間 (平日) 8:45~17:15
神戸市福祉局監査指導部 (法人・施設指導担当)	所在地 神戸市中央区加納町6丁目5-1 電話番号 (078) 322-6242 受付時間 (平日) 8:45~12:00、13:00~ 17:30
養介護施設従事者等による 高齢者虐待通報専用電話 (監査指導部内)	所在地 神戸市中央区加納町6丁目5-1 電話番号 (078) 322-6774 受付時間 (平日) 8:45~12:00、13:00~17:30
神戸市 消費生活センター	所在地 神戸市中央区橘通3丁目4-1 電話番号 (078) 371-1221

受付時間 (平日) 9:00~17:00

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階

(2) 建物の延べ床面積 3200.83㎡

(3) 施設の周辺環境

住宅地の中に所在し、近隣に病院、学校等スーパーもあり、買い物や外出もしやすく又各種交通の利便性が良い。

2. 職員の配置状況（併設指定介護福祉施設サービス50床含む）

<配置職員の職種>

管 理 者	施設の責任者としてその管理を統括します。
生活相談員	ご契約者の日常生活上の相談・助言等を行います。
介 護 職 員	ご契約者の日常生活上のお世話をします。
介護支援専門員	ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
看 護 職 員	ご契約者の健康管理や療養上のお世話をします。
嘱 託 医 師	ご契約者の健康管理や療養上の指導を行います。
管理栄養士	ご契約者の健康管理を栄養面から行います。
機能訓練指導員	ご契約者の日常生活における必要な機能訓練を行います。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合は、その内容を踏まえ、契約締結後に作成する短期入所生活介護計画に定めます。（契約書第3条参照）

当事業所の生活相談員に短期入所生活介護計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

②その担当者は短期入所生活介護計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

※ サービス実施日や加算対象サービスの利用の有無等については、居宅サービス計画に定められます。

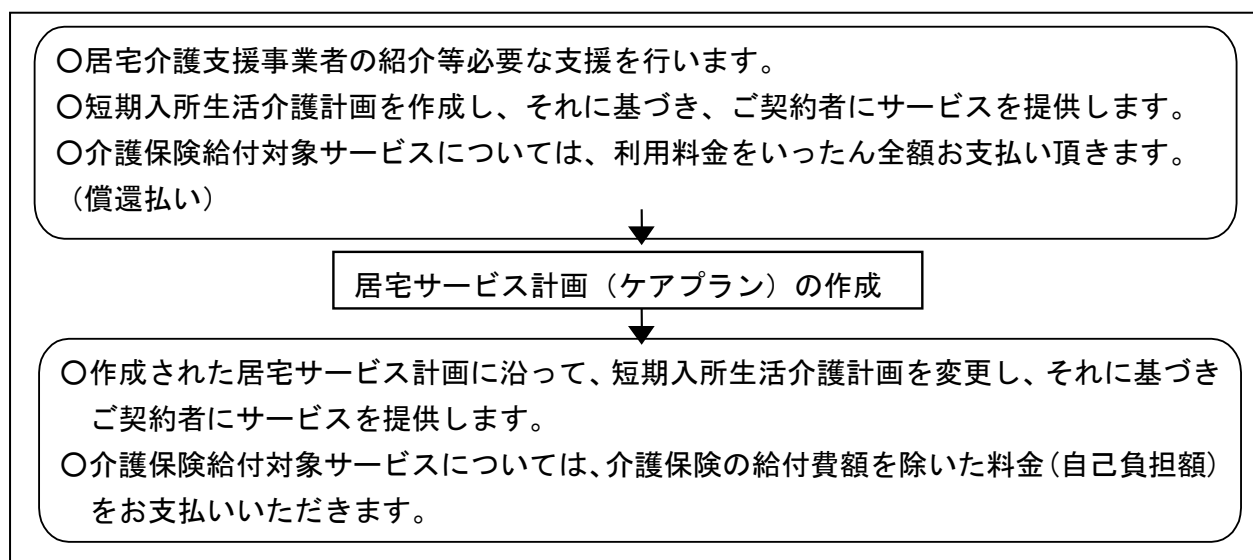
※ 短期入所生活介護計画では、居宅サービス計画に沿って、具体的なサービス内容や援助目標を定めます。

③短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、短期入所生活介護計画を変更いたします。

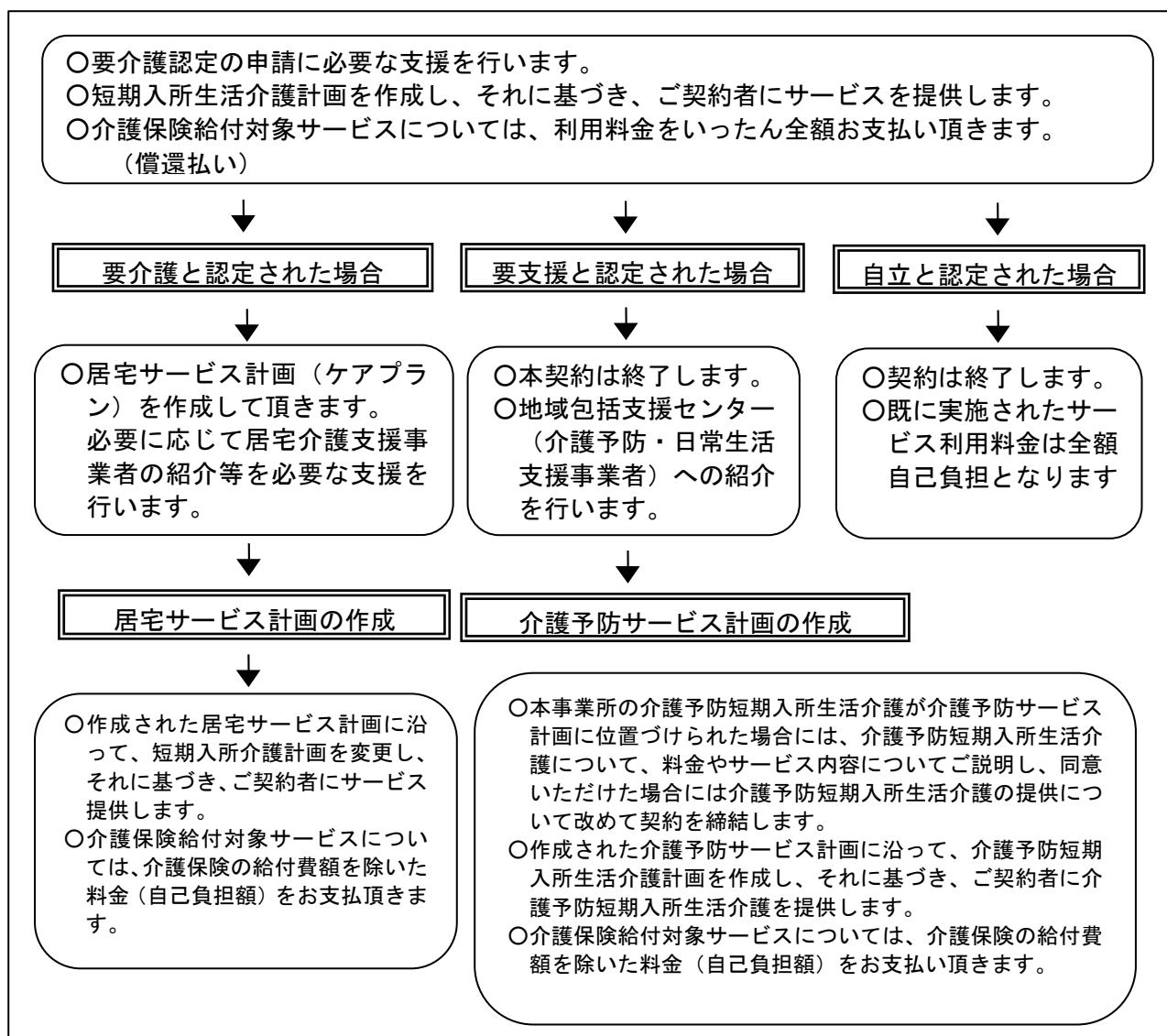
④短期入所生活介護計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合



② 要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第 11 条、第 12 条参照）

当事業者では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取・確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5 年間保管するとともに、ご契約者又はご家族（代理人・立会人）の請求に応じて 10 時から 17 時の間に閲覧することが出来ます。
- ⑤ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむをえない場合には、記録を記載するなど、適正な処置等を行う場合があります。
- ⑥ ご契約者のサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑦ 当事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等のご契約者の心身等の情報を提供します。
- ⑧ サービス担当者会議など、ご契約者に係る他のサービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

5. サービス利用に関する留意事項（契約書第 13 条参照）

当事業所のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）持ち込みの制限

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

ペット・貴重品（貴金属・有価証券等）・刃物（ハサミを含む）・施設との協議により日常生活において不必要と思われる物品及び羽毛・羊毛を含む洗濯時においてチジミ等の発生する恐れのある衣類及び高価な衣類。

（2）面会

面会時間 9：00 ～ 20：00（正面玄関は午後 6 時に施錠させていただきます。）

※正面玄関施錠後のご面会は、職員通用門よりインターホンにて職員通用口の開閉を宿直員へ依頼ください。

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

※なお、来訪される場合、速やかに喫食いただくもの以外の生もの・酒類の持ち込みはご遠慮ください。ペット及び危険物等の施設内の持ち込みはご遠慮下さい。

（3）食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。

（4）施設・設備の使用上の注意（契約書第 11 条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入居者に対し、ハラスメントその他迷惑行為、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(5) 喫煙

施設敷地内は禁煙となっております。

- (6) 身元引受人等に変更事由が発生した場合は、速やかに当事業所までお知らせいただくか1年に1回程度緊急時連絡先等を確認する場合があります。

6. 損害賠償について（契約書第15条、第16条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

7. 事故発生時の対応について

- 当事業所は、ご契約者に対する短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご契約者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業所は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

『指定（介護予防）短期入所生活介護』契約書

◆◆目次◆◆

第一章 総則

- 第1条（契約の目的）
- 第2条（契約期間）
- 第3条（短期入所生活介護計画の決定・変更）
- 第4条（介護保険給付対象サービス）
- 第5条（介護保険給付対象外のサービス）
- 第6条（契約期間と利用期間）
- 第7条（運営規定の遵守）

第二章 サービスの利用と料金の支払い

- 第8条（サービス利用料金の支払い）
- 第9条（利用日の中止・変更・追加）
- 第10条（利用料金の変更）

第三章 事業者の義務等

- 第11条（事業者及びサービス従事者の義務）
- 第12条（守秘義務等）

第四章 契約者の義務

- 第13条（契約者の施設利用上の注意義務等）
- 第14条（契約者の禁止行為）

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

- 第15条（損害賠償責任）
- 第16条（損害賠償がなされない場合）
- 第17条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

第六章 契約の終了

- 第18条（契約の終了事由、契約の終了に伴う援助）
- 第19条（契約者からの中途解約）
- 第20条（契約者からの契約解除）
- 第21条（事業者からの契約解除）
- 第22条（契約の一部が解約又は解除された場合における関連条項の失効）
- 第23条（精算）

第七章 その他

- 第24条（個人情報保護法関連）
- 第25条（契約当事者の変更）
- 第26条（苦情処理）
- 第27条（協議事項）

様（以下「契約者」という。）と社会福祉法人神戸サルビア福祉会（以下「事業者」という。）は、契約者がふれあいホーム（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される短期入所生活介護サービス（以下、「指定居宅サービス」という。）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

（契約の目的）

- 第1条 事業者は介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、第4条及び第5条に定める短期入所生活介護サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する短期入所生活介護サービスの内容、利用期間、利用日、利用時間、費用等の事項（以下「短期入所生活介護」という。）は、別紙『重要事項説明書』に定めるとおりとします。

（契約期間）

- 第2条 本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間が満了する日までとします。
- 但し、契約期間満了日以前に、契約者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日に変更された場合には、変更後の要介護認定期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 2 契約満了日の7日前までに契約者から文書によって契約終了の申し入れ（更新の拒絶）がない場合には、本契約は自動的に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
- 3 前項によって本契約が自動更新された場合には、更新後の契約期間は、期間満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日までとします。
- この更新後における契約期間中に契約者の要介護状態区分の変更があった場合の契約期間は、第1項但し書きと同様の取扱とします。

（短期入所生活介護計画の決定・変更）

- 第3条 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の短期入所生活介護計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、短期入所生活介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、短期入所生活介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとします。
- 4 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、短期入所生活介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、短期入所生活介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族と協議して、短期入所生活介護計画

を変更するものとします。

- 5 事業者は、短期入所生活介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

（介護保険給付対象サービス）

第4条 事業者は、短期入所生活介護サービスにおける介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

（介護保険給付対象外のサービス）

第5条 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支払限度額を超える短期入所生活介護サービスを提供するものとします。

- 2 前項の他、事業者は、契約者との合意に基づいての介護保険給付対象外のサービスとして、短期入所生活介護サービスにおいて日常生活上通常必要となるサービスを提供するものとします。
- 3 前2項のサービス提供について、その利用料金は『重要事項説明書』に定めるとおりとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

（契約期間と利用期間）

第6条 本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約期間をいい、「利用期間」とは、第2条で定められた契約期間内において、事業者が契約者に対して、現に短期入所生活介護サービスを実施する期間をいいます。

（運営規程の遵守）

第7条 事業者は、別に定める運営規定に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。

- 2 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者、契約者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合には、契約者に対して事前に説明することとします。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

（サービス利用料金の支払い）

第8条 契約者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担：通常はサービス利用料金の1割～3割）を事業者に支払うものとします。但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス料金全額をいったん支払うものとします。

(要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額を介護保険から払い戻す手続きを行っていただきます。(償還払い))

- 2 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 3 前項の他、契約者は、短期入所生活介護サービスにおいて、利用期間中の食事代と契約者の日常生活上必要となる諸費用実費(おむつ代を除く)を、事業者に支払うものとします。
- 4 契約者は、短期入所生活介護サービスは前3項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月末日までに支払うものとします。
- 5 前項但し書きの場合において、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

(利用日の中止・変更・追加)

第9条 契約者は、サービス利用開始日前において、それぞれのサービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者は原則として利用開始日の前日までに事業者に出すものとします。

但し、契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

- 2 事業者は第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満室(短期入所生活介護)により、契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。
- 3 契約者は、短期入所生活介護サービスについて、第6条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。
- 4 前項の場合に、契約者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第13条第3項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から一週間以内に精算するものとします。
- 5 第4項により契約者がサービスの利用を中止し、事業所を退居する場合において、事業者は、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(利用料金の変更)

第10条 第8条第1項に定めるサービスの利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

- 2 第8条第2項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2ヶ月前までに説明をしたうえで、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することが出来ます。

第三章 事業者の義務

(事業者及びサービス従事者の義務)

第11条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、

財産の安全に配慮するものとします。

- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。

機関への受診、送迎等は、当事業所は行ないません。但し、緊急時は、この限りではありません。

- 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 5 事業者は、契約者に対する居宅サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管します。
- 6 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

(守秘義務等)

第12条 事業者及び従業員は、居宅サービスを提供するうえで知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。また、この守秘義務は、本契約が終了した後も継続いたします。

- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項に拘わらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 契約者の義務

(契約者の施設利用上の注意義務等)

第13条 契約者は、事業所の居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失による滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室及び共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

(契約者の禁止行為)

第14条 契約者は、事業所内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- (1) 施設敷地内は禁煙となっております
- (2) サービス従事者又は他の利用者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為、宗教活動、政治活動、営利活動等を行うこと
- (3) その他決められた（※重要事項説明書において定めた規則など）以外の物の持ち込み

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

（損害賠償責任）

第 15 条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 12 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者側に故意又は過失が認められる場合に、契約者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときには、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

（損害賠償がなされない場合）

第 16 条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 契約者（その家族、代理人等も含む）が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 契約者（その家族、代理人等も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 契約者（その家族、代理人等も含む）が、事業者もしくはサービス従事者の依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

第 17 条 契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

2 前項の場合に、事業者は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

第六章 契約の終了

（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

第 18 条 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) 契約者が死亡した場合

- (2) 要介護認定又は要支援認定により契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
 - (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - (5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - (6) 第 19 条から第 20 条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(契約者からの中途解約)

- 第 19 条 契約者は、本契約の有効期間中、本契約の全部又は一部を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、第 7 条第 3 項、第 10 条第 3 項により本契約を解約する場合には、本契約の全部又は一部を即時に解約することができます。
- 3 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
- ① 契約者が入院した場合
 - ② 契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

(契約者からの契約解除)

- 第 20 条 契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約の全部又は一部を解除することができます。
- (1) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める指定居宅サービスを実施しない場合
 - (2) 事業者もしくはサービス従事者が第 12 条に定める守秘義務に違反した場合
 - (3) 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - (4) 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

- 第 21 条 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除することができます。
- (1) 契約者（その家族、代理人等も含む）が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - (2) 契約者（その家族、代理人等も含む）による、第 8 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅滞し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

- (3) 契約者（その家族、代理人等も含む）が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は契約者が著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (4) 契約者（その家族、代理人等も含む）の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、あるいは、契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（契約の一部が解約又は解除された場合における関連条項の失効）

第 22 条 第 18 条から第 21 条により、本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失うものとします。

（精算）

第 23 条 第 18 条第 1 項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者がすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 13 条第 3 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときには、契約終了日から 1 週間以内にこれを履行し精算するものとします。

第七章 その他

（個人情報保護法関連）

第 24 条 方針

社会福祉法人 神戸サルビア福祉会（以下、「法人」という）は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。

当法人が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取り扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

2 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

- (1) 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。
- (2) 個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。
- (3) 当法人が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託に当たり、個人情報保護法とガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ秘密保持契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

3 個人情報の安全性確保の措置

- (1) 当法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規程類を整備し、必要な教育を継続的に行います。
- (2) 個人情報への不正アクセス（問い合わせ）、個人情報の漏えい、滅失、またはき損の予防及び是正のため、当法人内において規程を整備し安全対策に努めます。

4 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除等への対応

当法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除等

の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、施設の苦情受付担当者までご連絡ください。

5 苦情処理

当法人は、個人情報取り扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な処理に努めます。

6 利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

(1) 当該事業者の内部での利用

1. 当該事業者が利用者等に提供する介護サービス
2. 介護保険事務
3. 介護サービスの利用にかかる当該事業者の管理運営業務のうち
 - ・入退所等の管理
 - ・会計、経理
 - ・事故等の報告
 - ・当該利用者の介護サービスの向上
 - ・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・介護保険施設等において行われる学生の実習への協力

(2) 他の事業者等への情報提供を伴う利用

1. 当該事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・サービス担当者会議、照会への回答
 - ・その他の業務委託
 - ・家族等への心身の状況説明
2. 介護保険事務のうち
 - ・審査支払機関への保険請求の提出
 - ・審査支払機関または保険者からの照会への回答
3. 損害賠償保険等に係る保険会社への相談または届出等

7 上記以外の利用目的

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

(契約当事者の変更)

第25条 契約者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族である下記の者を代理人と定め、本契約書における契約者の権利義務にかかわる事務処理などについて、これを委任することにあらかじめ同意いたします。

住 所 _____

氏 名 _____

続柄：()

連絡先 _____

(苦情解決)

第26条 事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(協議事項)

第 27 条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者、が署名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事 業 者 住 所 神戸市長田区三番町 1 丁目 4 - 1
 事 業 者 名 社会福祉法人神戸サルビア福祉会
 代表者氏名 理事長 春日 秀樹 印
 電 話 0 7 8 - 5 1 5 - 8 2 0 0

契 約 者 住 所 _____

氏 名 _____

代 理 人 住 所 _____

氏 名 _____

(契約者との関係)

立会人(家族) 住 所 _____

氏 名 _____

(契約者との関係)